

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第18号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
(学校等の指定) 第2条 条例第3条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める <u>へき地学校等</u> は、別表第1のとおりとする。 2 略	(学校等の指定) 第2条 条例第3条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める <u>へき地学校</u> は、別表第1のとおりとする。 2 略																																																
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)																																																
1 へき地学校																																																	
<table border="1"><thead><tr><th>学 校 等</th><th>級 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高松市立男木小学校</td><td>略</td></tr><tr><td>高松市立庵治第二小学校</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>丸亀市立広島中学校</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>観音寺市立伊吹小学校</td><td>3 級</td></tr><tr><td>観音寺市立伊吹中学校</td><td></td></tr><tr><td>観音寺市伊吹学校給食センター</td><td></td></tr><tr><td>丸亀市立小手島小学校</td><td>略</td></tr><tr><td>丸亀市立小手島中学校</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 等	級 別	略		高松市立男木小学校	略	高松市立庵治第二小学校		略		丸亀市立広島中学校				観音寺市立伊吹小学校	3 級	観音寺市立伊吹中学校		観音寺市伊吹学校給食センター		丸亀市立小手島小学校	略	丸亀市立小手島中学校		<table border="1"><thead><tr><th>学 校 等</th><th>級 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高松市立男木小学校</td><td>2 級</td></tr><tr><td>高松市立安原小学校戸石分校</td><td></td></tr><tr><td>高松市立庵治第二小学校</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>丸亀市立広島中学校</td><td></td></tr><tr><td>観音寺市立伊吹小学校</td><td></td></tr><tr><td>観音寺市立伊吹中学校</td><td></td></tr><tr><td>観音寺市伊吹学校給食センター</td><td></td></tr><tr><td>丸亀市立小手島小学校</td><td>4 級</td></tr><tr><td>丸亀市立小手島中学校</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 等	級 別	略		高松市立男木小学校	2 級	高松市立安原小学校戸石分校		高松市立庵治第二小学校		略		丸亀市立広島中学校		観音寺市立伊吹小学校		観音寺市立伊吹中学校		観音寺市伊吹学校給食センター		丸亀市立小手島小学校	4 級	丸亀市立小手島中学校	
学 校 等	級 別																																																
略																																																	
高松市立男木小学校	略																																																
高松市立庵治第二小学校																																																	
略																																																	
丸亀市立広島中学校																																																	
観音寺市立伊吹小学校	3 級																																																
観音寺市立伊吹中学校																																																	
観音寺市伊吹学校給食センター																																																	
丸亀市立小手島小学校	略																																																
丸亀市立小手島中学校																																																	
学 校 等	級 別																																																
略																																																	
高松市立男木小学校	2 級																																																
高松市立安原小学校戸石分校																																																	
高松市立庵治第二小学校																																																	
略																																																	
丸亀市立広島中学校																																																	
観音寺市立伊吹小学校																																																	
観音寺市立伊吹中学校																																																	
観音寺市伊吹学校給食センター																																																	
丸亀市立小手島小学校	4 級																																																
丸亀市立小手島中学校																																																	
2 へき地学校に準ずる学校及び共同調理場																																																	
<u>小豆島町立小豆島中学校</u>																																																	
<u>小豆島町立学校給食センター</u>																																																	

別表第2（第2条関係）

略

小豆島町立池田小学校

香川県立小豆島高等学校

別表第2（第2条関係）

略

小豆島町立池田小学校

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。